

デイサービス桜花

指定通所介護及び通所介護相当サービス事業

運営規程

第1条 医療法人梅田クリニックが開設するデイサービス桜花 指定通所介護事業所及び通所介護相当サービス事業（以下「事業所等」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な指定通所介護及び通所介護相当サービス事業（以下「通所介護等」という。）を提供することを目的にする。

（運営方針）

第3条 要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練及び日常生活上の世話をを行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消、身体能力の維持及び利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

2. 利用者の要介護状態又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。
3. 指定通所介護等の実施にあたっては、居宅介護支援事業者又はその他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。

（名称及び所在地）

第4条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1）名称 デイサービス桜花
- （2）所在地 岐阜市西島町2番5号

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人
管理者は、事業所の従業者の管理及び管理を一元的に行なうとともに、通所介護サービスを提供する。
- 二 機能訓練指導員 1人以上
利用者に対し機能訓練指導をする。
- 三 生活相談員 1人以上
利用者の生活相談を受ける。
- 四 看護職員 1人以上
利用者の健康チェック（血圧、脈拍、体温測定など）健康状態を把握する。
- 五 介護職員 2人以上
従業者は、通所介護サービスを提供する。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日～土曜日（12月31日～1月3日を除く）
- 二 営業時間 8：30～17：00（サービス提供時間 9：30～16：30）
- 三 休業日 日曜日（年末年始休み）

（指定通所介護等の利用定員）

第7条 指定通所介護等の利用定員は、20名とする。

（指定通所介護等の内容）

第8条 指定通所介護等の内容は次のとおりとする。

- 一 通常規模通所介護（機能訓練指導員による通所介護）
- 二 食事の提供
- 三 居宅と事業所間の送迎
- 四 入浴介助

（通常の事業の実施範囲）

第9条 事業実施地域は、岐阜市、瑞穂市、北方町、本巣市、山県市の区域とする。

(利用料その他の費用の額)

第10条 指定通所介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣及び岐阜市長が定める基準によるもの

とし、指定通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、負担割合に応じた額とする。

2. 前項の利用料のほか、事業所は次の各号に定める利用料の額の支払いを受けることができる。

| | | |
|----------------|----|------|
| 一 おむつ代 | 1枚 | 130円 |
| 二 紙パンツ | 1枚 | 120円 |
| 三 パット | 1枚 | 40円 |
| 四 食費(おやつ代含む)1回 | | 500円 |

五 その他、利用者の選定により日常生活上必要となる費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明、同意を得たものに限り徴収する。

3. 利用者の希望によって前項に定める利用料の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受ける。

(サービス利用にあたって留意事項)

第11条 送迎中及び事業所内で起きた事故については、当事業所が責任を持って対応する。

2. 事業所内で起きた、盗難、紛失については責任を負いかねるため、必要以上の金銭や貴重品を持参しないよう促す。

3. 利用者が心身の状況から長時間の利用が困難な場合、その他やむを得ない事情により長時間の利用が困難な場合は、短時間で帰宅する事がある。その場合、料金の変更がありえる。

4. 天災、災害時は管理者と法人の代表者の判断で、営業、時間等の変更がありえる。

(緊急時における対応方法)

第12条 指定通所介護等の提供を行っているときに利用者の症状の急変等が生じた場合は速やかに主治医へ連絡を行う。

(非常災害対策)

第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対する計画に基づき、また消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

2 防火管理者は事業所管理者を充て、火元責任者には事業所看護職員を充てる。

3 始業時及び終業時には、火災危険防止のため、自主的に点検を行う。

4 非常災害用の設備点検は契約保守事業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。

5 非常火災設備は、常に良好に保持するよう努める。

6 火災の発生や地震、及び水害等の災害が発生した場合は、被害を最小限に止めるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

7 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

一 防火教育及び基本訓練(消火、通報、避難)・・・年1回以上

二 利用者を含めた総合訓練・・・年1回以上

三 非常災害用設備の使用方法的徹底・・・随時

8 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(その他、運営に関する重要事項)

第14条 次の苦情処理対策を講ずることとする。

一 苦情があった場合は、直ちに責任者は、相手方に連絡をとり、詳しい事情を聞くとともに、担当者からも事情を確認する。

二 責任者が必要であると判断した場合は、管理者まで含めて検討会議を行う。

(検討会議を行わない場合も、必ず管理者まで処理結果を報告する。)

三 検討の結果、必ず翌日までには具体的な対応をする。

四 記録を保管し、再発を防ぐ。

五 普段から苦情が出ないようなサービス提供を心がける。

(委託契約)

第15条 食事提供は、株式会社レオックと委託契約を行い、実施する。

(附則) この規程は、平成29年10月11日から施行する。

(附則) この規程は、平成31年2月22日から施行する。

(附則) この規程は、令和2年11月3日から施行する。